求職者支援訓練申請に関するチェックリスト（通所）

このたびは求職者支援訓練の申請を検討いただき、誠にありがとうございます。

基本的な要件に該当しているかチェックリストにより確認をお願いいたします。

確認できましたら、入力済みのチェックリストを

kanagawa-vcq@jeed.go.jp

あて送信いただきますようお願いいたします。

折り返しこちらからご連絡いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 法人名 |  |
| フリガナ |  |
| 所属・担当者 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請予定分野 |  |
| 予定訓練期間 | か月 |
| 予定定員 | 　人 |
| 申請希望時期 | 　月開講以降 |
| 訓練施設の住所 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | Ｎｏ． | 内容 | 該当する | 該当しない | わからない |
| 訓練実績 | １ | 認定を受けようとする求職者支援訓練について、訓練開始日からさかのぼって３年間に、同程度の期間および時間の職業訓練を適切に行った実績がある。（有料訓練／他の都道府県における求職者支援訓練／委託訓練／その他）※自社社員以外の外部の者への訓練実績しか認められません |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 該当する場合は訓練期間・時間・内容を入力→　　　か月・　　　時間内容　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |  |
|  | Ｎｏ． | 内容 | 該当する | 該当しない | わからない |
| 教室 | ２ | 教室の面積（内法面積）は１人当たり１．６５㎡以上ある。 |[ ] [ ] [ ]
|  | ３ | 教室は全面禁煙である。 |[ ] [ ] [ ]
|  | ４ | 教室は床から天井まで完全に仕切られており、他の部屋等の電話や話し声等の音が聞こえない状態である。（消防法に抵触する場合は抵触しない高さまで仕切られている） |[ ] [ ] [ ]
|  | ５ | （パソコンを使用する訓練のみ）人数分のパソコンを設置する。 |[ ] [ ] [ ]
|  | 6 | 受講生が快適かつ衛生的に訓練を受講できる照明、空調・換気、トイレ（男女別）、洗面所等施設設備が整備されていること。※トイレは男性用と女性用のトイレの入口が別々にあり、それぞれのトイレ利用者が男性または女性に限定されるものであること。 |[ ] [ ] [ ]
| 事務室 | 7 | 事務室は教室と同一の建物内か、徒歩７分（560ｍ）以内の建物内にある。 |[ ] [ ] [ ]
|  | 8 | 事務室は教室とは完全に分離している。（衝立・簡易パーテーションは不可） |[ ] [ ] [ ]
|  | 9 | 個人情報の保護のため、事務室が施錠できるまたは容易に持ち出すことができない施錠できる書庫があること。 |[ ] [ ] [ ]
|  | 10 | 機構職員2人及び訓練実施施設求職者支援訓練担当者1人が入室可能かつ書類を確認できるスペースを確保している。 |[ ] [ ] [ ]
| 講師 | 11 | 定員３０名あたり１名以上、実技は１５名あたり１名以上講師を配置する。※ただし、ＩＴ分野、ＷＥＢデザインの訓練コースについては、受講者20人までは1人、20人を超える場合は2人以上を配置することでも差し支えありません。なお、講師を配置せずに、助手のみを配置することは認められません。 |[ ] [ ] [ ]
|  | １2 | 講師は担当する科目についての業務経験・指導経験がある。 |[ ] [ ] [ ]
| 人員配置 | １3 | 問い合わせ等に対応する者として、事務担当者が常駐する。 |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | Ｎｏ． | 内容 | 該当する | 該当しない | わからない |
| 人員配置 | １4 | キャリアコンサルタント資格、キャリアコンサルティング技能士（１級または２級）又は職業訓練指導員免許を持つキャリアコンサルティング担当者を配置する。 |[ ] [ ] [ ]
|  | 15 | 責任者、就職支援責任者、申請者と直接雇用関係（役員含む）のある講師または事務担当者のいずれかがサービスガイドライン研修を受講しており、有効期間内である。 |[ ] [ ] [ ]
| その他 | 16 | 求職者支援訓練では、主に雇用保険を受給できない特定求職者の方が対象であることを知っている。 |[ ] [ ] [ ]
|  | 17 | 求職者支援訓練では、修了者等の雇用保険適用就職率が基準を複数回下回ると申請が一定期間できなくなる場合があることを知っている。 |[ ] [ ] [ ]
|  | 18 | 租税の納付を適切に行っている。 |[ ] [ ] [ ]
|  | 19 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業又は同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行っていない。 |[ ] [ ] [ ]

※このチェックリストに記載があるのは認定要件のうち主な項目であり、他にも要件がございます。

開講月ごとに定員の上限が設定されるため、申請が多数あった場合はすべての基準を満たしていても認定されないことがあります。

申請に当たっていくつか事前に確認事項等があるため実際の申請が希望時期以降になる場合がございます。